

平成31年度

船橋市船橋駅南口市街地再開発事業
特 別 会 計 予 算

議案第 4 号

平成 3 1 年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

平成 3 1 年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 0 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
20 財産収入			553,550
	05 財産運用収入		553,550
25 繰入金			69,800
	10 繰入金		69,800
30 繰越金			10
	10 繰越金		10
35 諸収入			41,940
	15 雑入		41,940
40 市債			936,700
	10 市債		936,700
歳 入 合 計			1,602,000

[illegible]

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	936,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。